

令和7年度 西海市上下水道審議会

第4回 改定案のとりまとめ
および答申内容について

令和8年3月12日（木）

No.1

水道事業経営の基本原則

No.2

西海市の水道事業の現状

No.3

現在の水道料金

No.4

水道料金の改定方針

No.5

新水道料金について

No.6

水道料金の適用時期

No.7

市への要望

令和7年度 西海市上下水道審議会

はじめに

西海市の水道料金は平成28年から、10年間据え置かれてきました。

しかし現在、本市の水道事業は厳しい経営環境に直面しています。人口減少や節水による収益の減少に加え、近年の物価高騰に伴う維持管理費の上昇や、高度経済成長期に整備された老朽化施設の更新費用が増大し、経営を圧迫している状態です。

さらに、本市は三方を海に囲まれた複雑な地形や離島を抱える地理的要因から、人口規模に対して多くの施設を維持・運用しなければならず、多額の経費を要する構造となっています。

現行料金のみでは将来的な多額の資金不足が懸念されます。

将来世代へ負担を先送りせず、安全な水の安定供給を継続していくために、この度、本審議会を開催し、料金改定について検討いたしました。

水道事業経営の基本原則

地方公営企業法に基づき、原則**独立採算制**で運営されています。
それにより水道事業は「税金」ではなく、事業運営で得た収入で運営されなければいけません。

独立採算制とは

事業運営にかかる費用は原則として

水道料金などの事業収入で賄うことを基本とする。

これにより、経営の規律と自律性を保つ。（地方公営企業法）

水道事業の運営には、基本原則として常に2つの責務が伴います。

（地方公営企業法 第3条）

企業の経済性発揮

効率的な経営を行い、無駄を排除し、コストを最小限に抑える努力

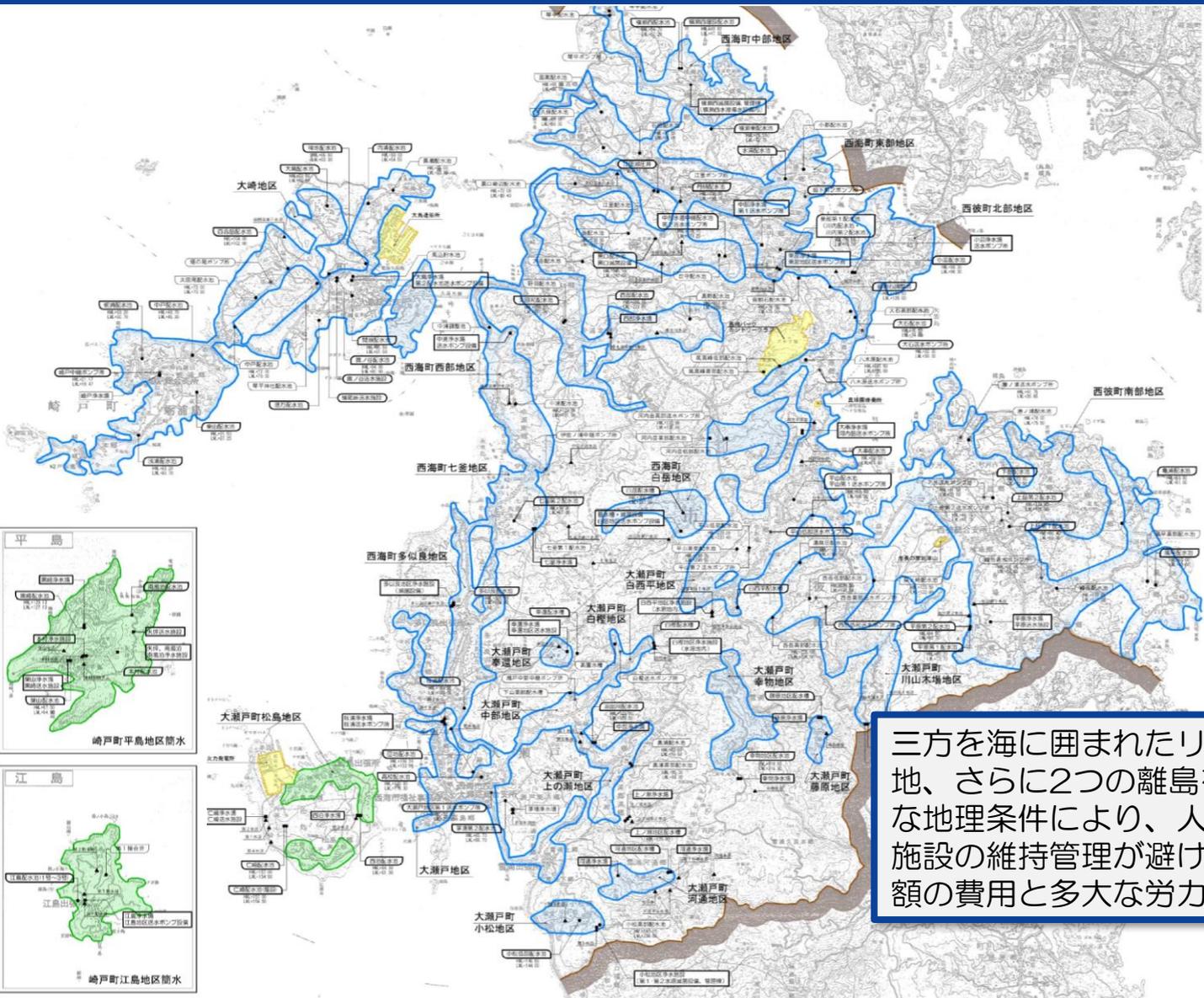
公共の福祉増進

住民サービスとしての使命を優先し、利用者の利益を最大化

西海市の水道事業の現状

給水人口：24,238人
水道普及率：98.1%
水源地：53箇所
浄水場：27箇所
配水池：97箇所

三方を海に囲まれたリアス式海岸や急峻な丘陵地、さらに2つの離島を抱える西海市。この特殊な地理条件により、人口規模に対して広範囲な施設の維持管理が避けられず他自治体と比べ多額の費用と多大な労力を要しています。



西海市の水道事業の現状

限界を迎える水道施設



浄水場（1959年建設）



配水池（1954年建設）



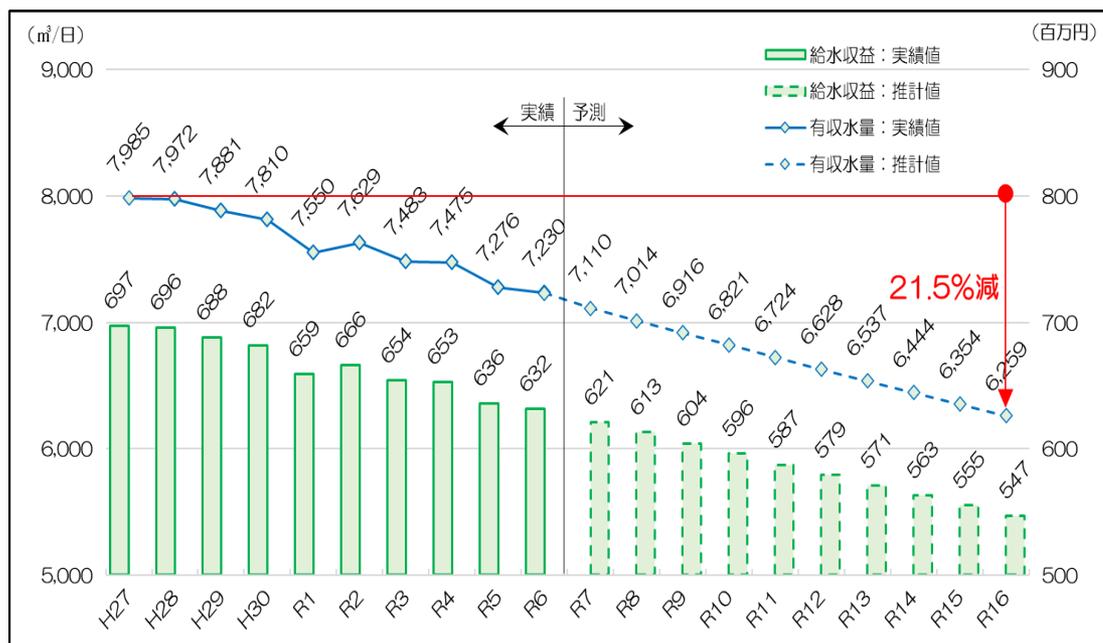
漏水した水道管

布設から30年以上が経過した水道管
全体の52%（一般的な耐用年数 50年）

高度経済成長期に一齐に更新時期を迎えています。
安全な水を届けるために計画的に更新していかなければならず、
継続的な建設投資と、そのための安定した財源の確保が必要です。

西海市の水道事業の現状

減少する収入 & 高騰する維持管理費



↓ 収入減少

平成27年から令和16年で給水収益は約21.5%減少する見込み

- ・・・人口減少、節水機器の普及

↑ 維持管理費の高騰

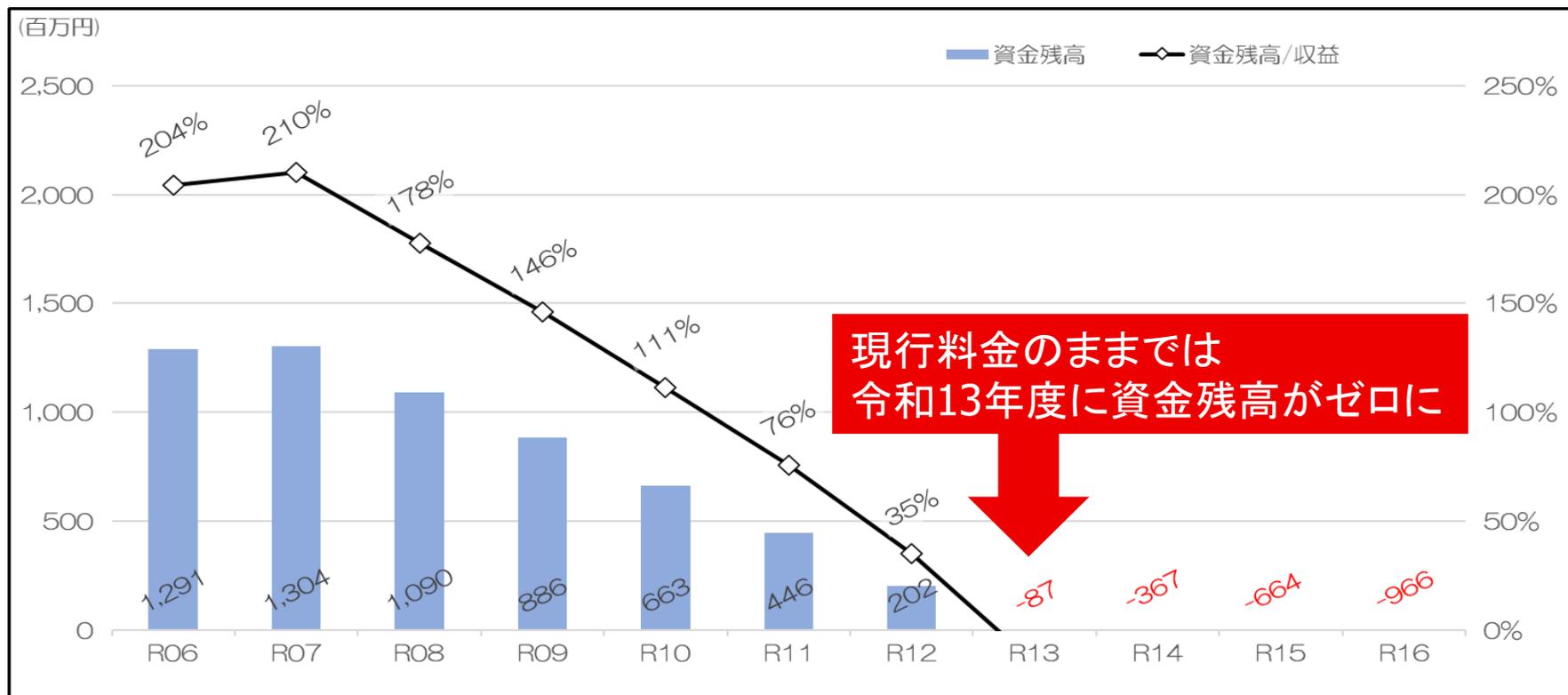
物価高騰による維持管理費（電気料金、薬品費、動力費等）の上昇

令和6年度収支
8,900万円の赤字

現在は、将来の施設更新のために貯めていた資金を取り崩して事業を運営しており、厳しい経営状況となっています。

西海市の水道事業の現状

令和13年度に資金が枯渇する見込み



本来は将来の施設更新や突発的な事故や災害に充てるべき資金を取り崩して赤字を補填しています。このままでは、過度な財政負担を次世代に先送りすることになります。

西海市の水道事業の現状

財政改善の取り組み

経営改善のため以下の取り組みを行ってきました。

経営戦略等の策定

定期的に財政収支の見直しや、基本計画や水道ビジョン、経営戦略等の改定を行い、効率的な建設投資を行っています。

※直近では令和6年8月に改訂

収納率向上のための対策

滞納者に対する給水停止措置の実施等を行い、収納率の向上を目指しています。

※令和6年度時点 98.9%

一般会計繰入金の活用

基本的に独立採算制によって運営されるものですが、国および市の基準に基づき、財源不足を一部補填しています。

有収率向上のための対策

漏水減少により水道施設や管路の効率的な運用を図っています。

最新技術と長年のノウハウを組み合わせ、より効果的な漏水調査を行っています。

水道料金の改定方針

審議の目標基準と改定率

- ✓ 目標1： 収益的収支の単年度黒字化
- ✓ 目標2： 累積欠損金の増加を抑制
- ✓ 目標3： 営業収益対資金残高比率80%以上を確保
(災害時の備え・事業継続のため)

結論：平均改定率130%

改定後の5年間事業継続のため必要な最低ライン

審議会では140%、130%、125%の3案を比較検討した結果、安全な水の安定供給を維持するための最低限の必要水準として130%が妥当と判断されました。

現在の水道料金

水道料金の改定履歴

年度	市町名	用途	基本料金（1ヵ月分）		超過料金（1㎡につき）		改定概要	
			基本水量	金額	超過水量	金額		
平成17年度	大島町	一般	5㎡まで	865円	6㎡以上	173円	大瀬戸町・西彼町・西海町・大島町・崎戸町の合併による料金改定	
		臨時用	使用水量1㎡につき			235円		
	大瀬戸町	一般	5㎡まで	900円	11㎡以上	160円		
			10㎡まで	1,360円				
		臨時用	使用水量1㎡につき			160円		
平成20年度	西海市	一般	5㎡まで	1,050円	11㎡以上	200円	水道料金の統一	
			10㎡まで	1,540円	51㎡以上	220円		
		臨時用	使用水量1㎡につき			420円		
平成26年度		西海市	一般	5㎡まで	1,080円	11㎡以上	205円	消費税率の改定 5%→8%
				10㎡まで	1,580円	51㎡以上	220円	
			臨時用	使用水量1㎡につき			430円	
平成28年度	西海市		一般	5㎡まで	1,340円	11㎡以上	255円	経営改善を目的とした料金改定 24%の料金値上げ
				10㎡まで	1,960円	51㎡以上	280円	
			臨時用	使用水量1㎡につき			535円	
令和元年度			一般	5㎡まで	1,365円	11㎡以上	260円	消費税率の改定 8%→10%
				10㎡まで	1,996円	51㎡以上	286円	
			臨時用	使用水量1㎡につき			545円	

現在の水道料金

使用量に関わらず発生する「基本料金」と、
使用量に応じて加算される「超過料金」の組み合わせ

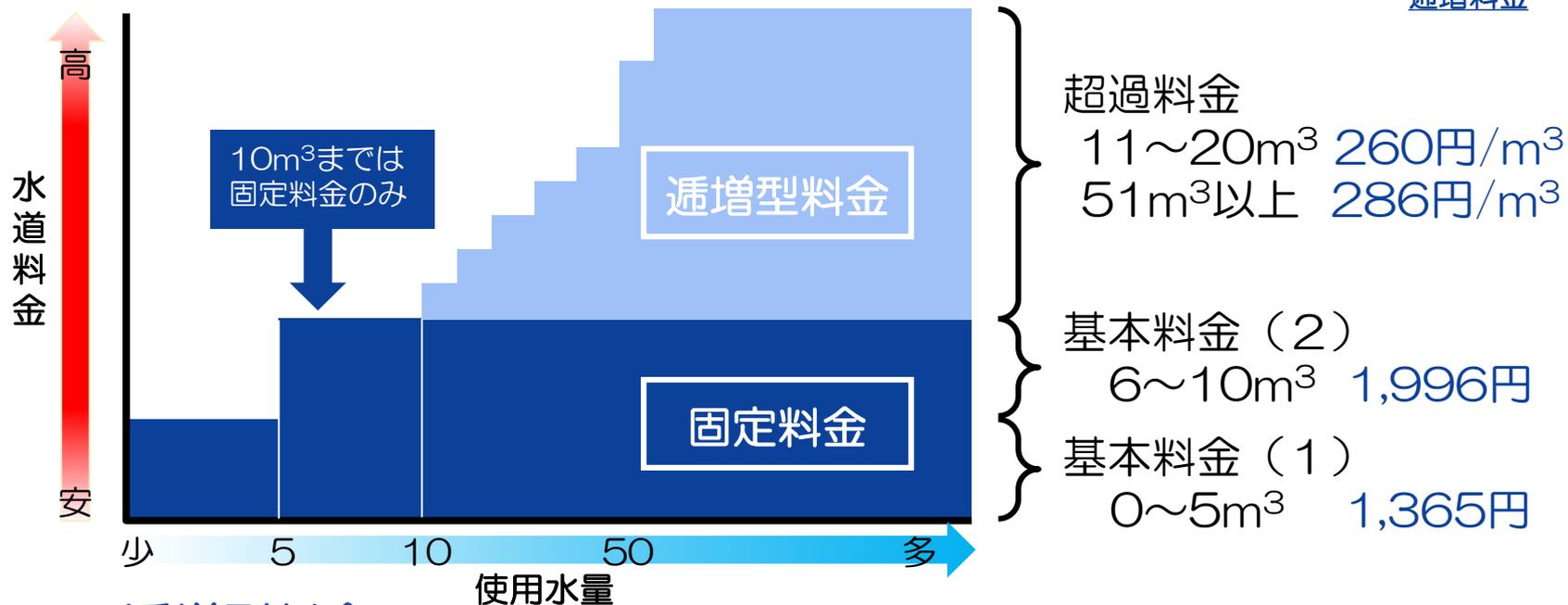
現在の水道料金

現在の料金体系

使用量に関わらず発生する「基本料金」 ← 全員支払う固定料金

+

使用量に応じて加算される「超過料金」 ← 基本水量を超えて使用した人だけ支払う
超過料金



透増型料金



使用した水量で料金を設定
使用水量が多いほど単価が高くなる

水道料金の改定方針

公平な料金体系の検討

急激で不公平な負担増を防ぐため、以下の料金体系への移行は見送りました。

口径別料金体系



メーターの口径別に
料金を設定

× 見送り

利用者の約91%が口径13mmに集中しており、区分を設ける実効性が乏しい。

また、口径の直径比率で料金算定した場合、現行の最大15倍という著しい負担増を招くことが判明し、急激な市民負担は容認できない。

今後も社会情勢の変化を注視し、慎重な検証を継続すべきであると考えます。

用途別料金体系



使用目的別に料金を設定
(家庭用、業務用、船舶用等)

× 見送り

利用者の70%以上が家庭用であり、他の区分に負担を分散させて家庭用を優遇する仕組みは実効性に乏しい。

また、全国的にも社会情勢の変化や使用実態把握の難しさから、用途別区分を廃止する傾向にあることから導入は困難である。

新水道料金

現行の「基本料金＋超過料金」の仕組みを維持しつつ、現在の経営状況に合わせて、以下のとおり新料金を設定します。

(税込)

現行	改定後
基本料金	
5m ³ まで：1,365円	5m ³ まで： 1,800円
10m ³ まで：1,996円	10m ³ まで： 2,650円
超過料金（1m ³ につき）	
【2段階】	【4段階】
11m ³ 以上：260円	11m ³ 以上： 320円
	36m ³ 以上： 355円
51m ³ 以上：286円	51m ³ 以上： 380円
	101m ³ 以上： 385円

※臨時料金（1m³あたり） 現行：545円 → 改定後：710円

新水道料金

改定料金の要点

新水道料金（平均改定率130%）

1. 基本料金の引き上げ （安定基盤の確保）

基本料金の割合を高める事で、社会情勢の変化に左右されにくい、安定した財源の確保を図ります。

ポイント1 固定費収益の確保

給水量の変動に影響されにくい安定した経営基盤の確立のためには、基本料金の割合を引き上げることが重要です。

ポイント2 負担の公平化

インフラ維持のためのコストを、すべての利用者が公平に負担することで、空き家や低使用量世帯が増加しても一定の財源を確保します。

2. 超過料金の細分化 （急激な負担増の抑制）

利用者に対する公平性を確保する。

従来料金の **2段階から4段階**へ

ポイント1 適切な単価設定

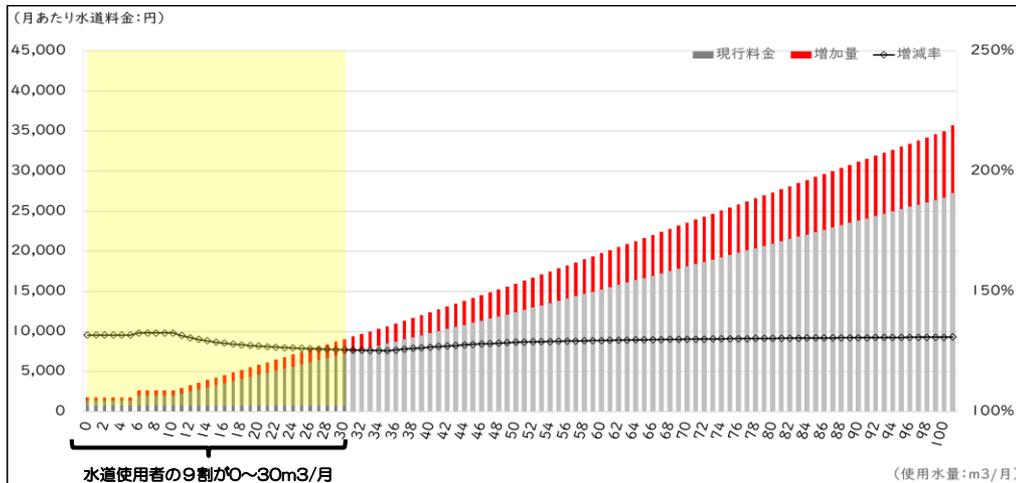
使用量が増えるほど単価が上がる逓増型料金は小口利用者の負担軽減効果が期待できますが、過度な設定は大口利用者の離脱を招き、収益基盤を弱体化させる恐れがあります。

そのため、需要の安定化に向けた適正な価格設定に努めつつも、変動費に基づいた合理的な単価を算出することにより、特定の区分から過度な利益を得ることのないよう配慮します。

新水道料金について

新旧料金比較

使用水量別料金および増減率グラフ



改定前後の料金の増加率は、ほぼ一定で推移します

使用水量別料金表

使用水量	料金 (円/月)			料金増減率
	現行	改定後	差額	
5m ³	1,365	1,800	+435	132%
10m ³	1,996	2,650	+654	133%
20m ³	4,596	5,850	+1,254	127%
30m ³	7,196	9,050	+1,854	126%

使用水量が少ないほど、改定後の差額は少額になります。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	125.4%	134.6%	9%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量 (0~12,686m³) をモデルとして算出しています。想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

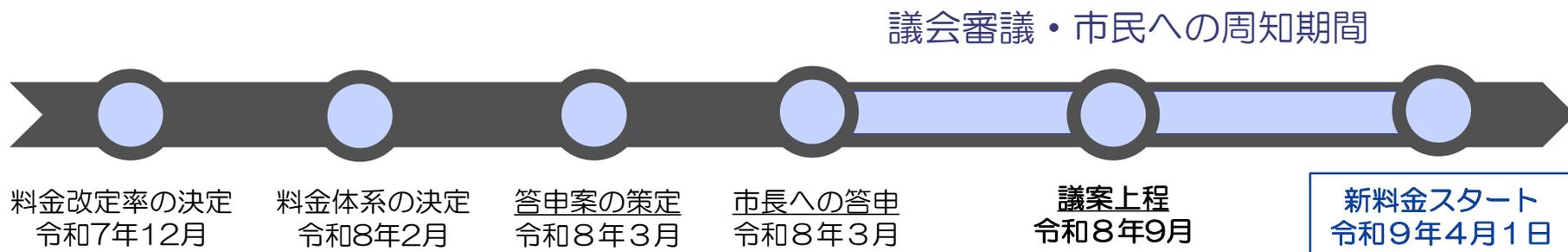
(まとめ)

水道使用者の9割が0~30m³以下であり、料金増加率は平均130%です。また、令和6年度の戸別平均使用水量から算定した料金改定率も平均130%となります。

上記のことからすべての使用者が平均130%の改定率となる料金体系となります。

水道料金の適用時期

適用時期：令和9年(2027年)4月1日より実施



審議会から答申後について

上下水道審議会による答申を踏まえ、今後は市議会への説明および議案審議を経て、最終的な料金改定を決定いたします。

今回の改定は、料金単価の変更に加えて超過料金の細分化も含まれるため、新しい料金体系について市民の皆様へ丁寧な周知を図ってまいります。

市への要望

審議会では、本料金改定をやむを得ないものと判断する一方、西海市に対して、以下の経営努力を求めます。



徹底したコスト削減と漏水の改善

浄水場の統廃合や最新技術を活用し、経費削減と漏水を減らすこと。



厳正な料金徴収（公平性の確保）

実際にお支払いいただいている市民との公平性を保つため滞納者には給水停止を含めた厳正な対応を徹底すること。



丁寧で分かりやすい情報発信

市民生活に負担を強いることになるため、利用者の皆様へ改定の背景や必要性を丁寧に示すこと。

令和7年度 西海市上下水道審議会

ご清聴ありがとうございました。